

## 大正前期における企業論研究の動向(2)

片 岡 信 之

1. 企業の巨大化と企業集中化の進行
2. 株式会社論と企業集中論の著作の増加 以上前号
3. 株式会社と企業者の理解を巡る論争の発生

### 3. 株式会社と企業者の理解を巡る論争の発生

既に前稿で見たように、明治末～大正前期における企業・企業集中への関心の高まりのなかで、多くの学者が議論を深めていったのが株式会社という企業、とりわけ株式会社の本質や制度についてどう理解したら良いかという点についてであった。

児林百合松『会社論』(明治45年＝大正元年) や上田貞次郎『株式会社経済論』(大正2年) は、そのような動向を代表するものであった。これらの内容の梗概は前稿で紹介した通りであるが、上田「株式会社の形式と実質」(『經濟學商業學國民經濟雜誌』15卷3号、大正2年9月)<sup>1)</sup>や上田『株式会社経済論』での株式会社論を直接の契機として、上田と同窓(東京高等商業学校)の先輩学者である福田徳三、閔一らとの間で論争が生じた<sup>2)</sup>。

1) この大正2年9月発行誌の論文は、すぐのちの同年11月に刊行された『株式会社経済論』の中編第一章に収録された。

2) 閔一(1873-1935年)は1893年(東京)高等商業学校卒、1897年～同校教授、福田徳三(1874-1930年)は1894年(東京)高等商業学校卒、1896年同校研究科卒、同年同校講師、1900年教授、上田貞次郎(1879-1940年)は1896年(東京)高等商業学校研究科卒、同年福田徳三に師事、1902年同校嘱託講師、1905年教授という関係にあった。

論争の発端となった上田「株式会社の形式と実質」（大正2年9月）で、上田は概ね次のように述べている。

まず株式会社制度の要点を、各国の株式会社に共通の特色として、次の3点と捉える。①出資の証しとして株式を発行し、これを売買譲渡の自由なものとしてしていること（合名会社、合資会社との違い）、②出資者が自ら会社経営の実際に関係せずして、これを重役に一任すること（合名会社、合資会社との違い）、③有限責任であること（ただし、多くの学者が有限責任制を最も重要な要点としているのは間違いで、むしろ①②よりも比重的には軽い）。上田はこの3点を法律論的視点だとし、これを超えてさらに経済論的（および歴史論的）に考察する必要を説く。そして、この3点についてそれぞれ詳しく考察を加えている。その行論で上田は、株式会社制度>重役制度>有限責任制度の順に重要度を高いものと判断していた。

株式会社の目的は広く公衆からの大資本の集中にあり、資本の動化、証券化が進む。個人企業・合名会社・合資会社等のように企業者は出資者であり且つ経営者という形に代わって、株主は有限責任を負うだけの存在となり、事業の指揮・経営のための重役制度の必要も出てくる。株主総会は無力化しており、従って会社の重心は重役制度の方に移行していく。重役制度はアダム・スミスも指摘したように欠陥（怠慢、浪費、遅鈍、不正など）もあるが、企業道徳の発展によってこの欠陥も減少していく。このような株式会社は、定型的（非革新的）事業に向いている、とする。上田は、このように説いて、重役制度に関連して、企業者の職分の分割という論点を提出している。こここの部分はのちの論争の中心部分に直接関係する重要なところなので、少し長いがそのまま引用しておくことにする。（ただし、原文のカタカナ表記はひらがな表記に置き換えた）。

「前記の関係（株主、株主総会と重役制度等の関係一片岡）を企業組織発展の歴史上から観察すると實に重大なる意味を有することになる。夫は即ち企業者の職分が分割されたことである。蓋し株式会社の發達しない時代の企業家は何れも出資者であつ

て且経営者であった。個人企業にありては固より其通りであるが、合名会社、合資会社にありても一人の主人が数人に増した丈の違ひで企業者の職分は個人企業の場合と変りなかった。経済学に於て企業利潤を説明するにも是は資本の利子と経営の賃銀と資本喪失の危機に対する報酬と此の三を合せたものとしてあった。然るに株式会社に至りては、普通の株主は資本を出して有限責任を負ふ丈の職分を為し、事業の経営は重役に一任されてある。そこで学者の間に株主が企業家であるか重役が企業家であるかといふ議論も起つた。独逸では法律の形式に基て株式会社の企業家は株主なり、株主が会社の事業に冷淡なるは未だ自己の地位を自覚せざる為なりとして株主総会の権力を強めんと主張する論者もあり、又之に反対してエーレンベルヒ氏の様に株主は単純なる資本家なり、会社の債権者なりと論ずる人も出て来た。又パッソウ氏の如く株主は企業者だが小株主は単なる資本家だといふ人も出てきた。併し此等は皆要するに捕はれた説である。株式会社なき時代の企業者の觀念を無理に株式会社にあてはめやうとして居るので、株式会社が企業者の資格を分割したことに気がつかない論だと思ふ。吾人の此問題に対する答は株主も重役もともに企業家だが旧來の企業家と同じ意味の企業家ではない。之を分かり易くする為めに名を付けて見れば重役は活動企業家で、一般株主は不活動企業家であるとしても可い。」<sup>3)</sup>

このようにして、上田は株式会社に於いては企業者職分が分割すると唱えたのであった。なお、上田は論文末尾に「変態の株式会社」として「家族的株式会社」、「有限責任会社」、「一部払込の会社」、「保証責任会社」などをあげている。「変態」という意味は、株式会社制度、重役制度、有限責任制度をもって上田が「株式会社の模型」とよぶものとは異なり、単に法律上の規定だけで株式会社とされてはいるものの、目的・実質が全く異なる「株式会社」という意味である。しかし、上田は株式会社を「経済上から觀察」<sup>4)</sup>することに眼目があつたわけで、形式的・法規的に株式会社とされているこれらについては格別深く考究しようという意図はなかつたのである。

この上田の議論に対して、高等商業学校（現一橋大学）の先輩且つ旧師で

3) 上田貞次郎「株式会社の形式と実質」『經濟學商業學國民經濟雜誌』15卷3号、大正2（1913）年9月、12-13頁。

4) 同上論文、4頁。

あつた福田徳三<sup>5)</sup>が2回にわたる連載の大論文で徹底的な批判を加えた<sup>6)</sup>。その口調は峻厳そのもので、一切の情実を排するものであった。論点は次のような諸点にわたるものである。下記の①～⑦は批判としては入り口であり、⑧以下が批判の本論であると、福田自ら位置付けている<sup>7)</sup>。

①論文タイトルに株式会社の「形式」と「実質」と唱っているが、「形式」と「実質」が何を意味するのかが少しも示されていない。株式会社に共通の特色とする3点は形式なのか実質なのか。また、この3点は法律論としては当を得ていないし、経済論としても3点は玉石混淆であるし、株式会社制度>重役制度>有限責任制度という比較軽重論は全く標的を外れている<sup>8)</sup>。

②自分（福田）は法律の専門外ゆえ法律論領域の議論を始めるつもりはないが、ドイツ会社法学者レーマンの4要件（多数株主の結社、個人財産から独立した会社基本資本、会社基本資本の株式への分割、有限責任）、青木徹二博士『会社法論』の5要件（確定資本、株式への分割、有限責任、7人以上の株主、商事会社）と付き合させてみた場合、上田の3要件はそれでよいのかどうか<sup>9)</sup>と感じられる。

③上田は株式売買譲渡の自由を最も著しい特徴、最重要な点としているが、レーマン（フランスのリオン、カン、ルノーラモ）は自由売買譲渡を要件としないと言っている<sup>10)</sup>。上田は独断せず、もう少し調べ、検討して発言

5) 福田は東京高等商業学校研究科を修了後、ドイツ留学を経て母校で教鞭を執り、教授となつたが、申酉事件の余韻の残るなかで去り、慶應義塾大学教授に転じた（のちに再び母校教授に復帰）。経済学のきわめて多面的な領域で活躍した研究者であった。

6) 福田徳三「株式会社に関する上田教授の論説を読みて、附たり、松波、青木両博士の起源論に就て（其1）」『經濟學商業學國民經濟雜誌』15巻5号、大正2（1913）年11月。福田徳三「株式会社に関する上田教授の論説を読みて、附たり、松波、青木両博士の起源論に就て（其2）」『經濟學商業學國民經濟雜誌』15巻6号、大正2（1913）年12月。

7) 福田徳三「株式会社に関する上田教授の論説を読みて、附たり、松波、青木両博士の起源論に就て（其1）」14頁。

8) 同上論文、2-4頁。

9) 同上論文、4-6頁。

10) 同上論文、6-8頁。

すべきではないか。

④上田は「株式会社制度の祖国たる英國の会社法には……」という記述をしているが、これは次の諸点で間違っている。a. 近世株式会社の嚆矢はオランダ東インド会社であり、イギリス東インド会社はこれをまねたに過ぎない。史実を間違えている、b. 株式会社は米英系と大陸系とがあり、大陸系にもオランダ式とフランス式があるが、世界文明国の大多数の株式会社法制の源はフランスのCodeである（ドイツ、イギリスも例外ではない）。イギリスは米英式会社の本国たるのみであり、しかも米英式株式会社は株式会社制度発達史上から言えば傍流である。従って、経済上の実質ではオランダの株式会社、法律的な形式ではフランスのCodeであり、イギリスは実質・形式の何れでも株式会社（法制）の祖国とは言い難い<sup>11)</sup>。

⑤上田は「多くの学者がいふ様に有限責任を以て株式会社制度の最も重要な要点とすることは誤って居る」と言うが、Code以来の現今各国法制は一様に有限責任制を取り、一貫して一特色としており、最根本的要件と定めている。上田が言うように「多くの学者がいふ」のではなく、歴史的にも現在の事実としても、すくなくとも法律的には、確定事項である<sup>12)</sup>。

⑥上田は「重役制度なしには株式会社は成立し得ない」というが、これは歴史無視も甚だしい。大陸系株式会社にはオランダ式とフランス式があるが、オランダでは重役が存在しないのが特色だった。今日の株式会社機関でフランス式の株主総会をおき、他方で監査役を併置しているのはフランス・オランダ混合式と称すべきものである。株式会社機関論研究上最重要なこのことを上田は無視して「重役制度なしには株式会社は成立し得ない」というのは、誤謬もきわまる<sup>13)</sup>。

---

11) 同上論文、8-10頁。

12) 同上論文、11-12頁。

13) 同上論文、12-13頁。なお上田は大正8（1919）年に「株式会社ノ起源ニ就テ」『經濟學商業學國民經濟雜誌』27卷1号という論文を発表して、株式会社起源論の記述が彼の『株式会社經濟論』（大正2（1913）年）では不十分であったとして補完している。

⑦上田は《初期株式会社の失敗実例、アダム・スミスの株式会社攻撃論にもかかわらず発達し、重役の欠点も会社道徳の進歩に伴い少なくなった》という主旨のことを述べているが、証拠の提示がないし、会社道徳の進歩を会社発展の動力とする思考は逆転している。会社道徳の進歩は原因であるよりも結果である<sup>14)</sup>。

⑧上田がa. 株式会社の企業者は株主である、b. 株主は単純なる資本家である、c. 小株主は資本家であるという既存諸説をすべて囚われた説だとするのには自分（福田）も同感である。しかし、上田が自説として提出している活動企業家・不活動企業家という新説もまた囚われた説である。上田の新説は既にリーフマンが企業の所有と運営に分けているのと類似しているが、そもそも企業の所有とは何のことであるか。企業は活動の組織であって所有客体たる土地・資本と同性質のものではない。企業資本、企業要具の所有者はあるが、企業の所有者なるものはあり得ない。私見（福田）では、株式会社の（株式制度、重役制度、有限責任制度などの法律的形式的な特質ではなく）「実質上経済上」の最重要的特質は、株式会社が自ら企業者たることにある。上田は「株主も重役もともに企業家」として企業者の職分の分割を主張しているが、その《個人企業の概念を株式会社にそのまま応用するのは間違いだ》とする正しい視点・論理をさらに前進させて株式会社においては企業家（企業者）とは会社それ自体だと、なぜ積極的に言わないのか<sup>15)</sup>。上田も囚われていると言わざるをえない。

⑨株式会社は一つの人格である。株式会社は法人に非ずという法律家の議論もあるが、法律家でないわれわれはその議論の帰趨とは関わりなく、株式会社が実質上一人の人格たることは疑問の余地がない。合名、合資会社は未だ自然人格と切り離すことが出来ず、自然人格中心会社とされるのに対して、株式会社を資本会社というのは俗説のように資本のみを以て集まるとい

---

14) 同上論文、13-14頁。

15) 同上論文、16-18頁。

う意味ではなく、自然人格の纏を脱ぎ捨てて完全独立な一つの会社人格を具備するが故である。株式会社を一つの人格と認める限り、企業の所有云々の説が出る余地はない。人格の所有者という考えは、奴隸を認めず人格の尊重を中心とする文明思想と相容れない。会社その人が企業者であるかぎり、株主や重役が企業者であるか否かという詮索は無意味である<sup>16)</sup>。

⑩株主、重役、監査役などは、株式会社という人格者から見れば、その機関であるに過ぎない。株式会社になって始めて、自然人の軛から解放されて完全自立の会社人格が成立したのに、再び分割して部分人格を捻出しようとするのは、会社に人靈あらば人格蹂躪の経済学に憤ることであろう。株主と重役は企業の分割ということではなく、一つの企業の内部の機関として両々相存するものである。株式会社その人は、機関の増加によって完全自立の人格性を失うことはないのである<sup>17)</sup>

⑪上田は株式会社の要点を3個あげ、重要度を株式会社制度>重役制度>有限責任制度としているが、この比較輕重論は玉石混淆で正鶴を射ていな。有限責任制度は、法律的形式的要件としてなら最重要要件ではあるが、経済上実質上の要件と同一視するのは第一歩から間違っている。また、株式制度と重役制度とを同一列に置いて比較輕重を論じるのも妥当でない。さらに、重役制度が会社機関として重要であるということと会社の要件であるということとは別である<sup>18)</sup>。

⑫上田が株式会社という名称のもとで理解しているところは、当を得ていない。上田は《出資の証しとして株式を発行し、売買譲渡の自由なものとしてあることが株式会社の著しい特徴で、最重要的点である》という主旨を述

16) 同上論文、19-20頁。福田は、公企業に於いて企業者は公企業その人であって、国家、市町村ではないことに疑問を持つ人はいないであろう。。通信大臣、鉄道院総裁、市長、村長などが企業家か労働者かという問い合わせをたてる者もいないであろう。それなのに株式会社で株主が企業者か、重役が企業者かを、詮索する必要がどこにあるのかと、記している。

17) 同上論文、22-24頁。

18) 福田徳三「株式会社に関する上田教授の論説を読んで、附たり、松波、青木龍男両博士の起源論に就て（其2）」1-6頁。

べているが、これでは株式制度の本質—共同の冒険から生じる極めて機会的な利潤と配当が株式会社の生命の源泉だということ一を十分掴んでいないことを示している。資本分割と自由売買譲渡だけなら、公債社債と株式との相違が区別できない。売買譲渡の自由（動化、証券化）は株式の単なる一条件に過ぎず、重要なのは利潤証券という点にある（株式には配当に対する持ち分と資本に対する持ち分とが含まれるが、重要なのは前者である）。株式会社自体が完全独立の企業者だと私（福田）が言うのは、それが利潤によって起こり、冒険的な利潤を追うことによって活性化した活動をするからである。利潤証券性に注目せず、株式会社が定型的（非新規）事業に適した形態だとする上田説では、株式会社の形式の一端を知り得ても、肝心の会社の活力の源泉を説明できないのである<sup>19)</sup>。

この福田の厳しい批判に対して、上田は早速反論の論文を用意して発表した<sup>20)</sup>。上田は当時イギリス留学中で<sup>21)</sup>、しかも郵便物は往復1ヶ月を要するという時代のことである。福田論文公刊から上田論文公刊までの4ヶ月という期間は、可及的速やかな反応であった。反論論文は、先輩且つ旧師である福田に対する気遣いをしながらも、反論すべきは反論するという、互角に渡り合う姿勢であった。以下、論点ごとに反論内容を要約する。

①株式会社の特色について 私（上田）は株式会社の特色として株式制度、有限責任制度、重役制度の3点を挙げたが、先生（福田）はその選び方が不当だと非難された。しかしこの攻撃は特色の意味を誤解された結果であると思う。私が株式会社の特色と言ったのは、他の種類の会社と異なった所という意味である。他の会社の要点と株式会社の要点とを比較して、共通部分を省き、異なるところを挙げたのである。それゆえ、会社であるとか独立

19) 同上論文、6-12頁。なお、この福田論文には松波仁一郎『日本会社法』、青木徹二『会社法論』の両書の会社起源論に対する批判的コメントがあるが、内容紹介は割愛する。

20) 上田貞次郎「株式会社論に就て福田博士に答ふ」『經濟學商業學國民經濟雜誌』16卷4号、大正3（1914）年4月。

21) 大正2（1913）年～大正3（1914）年末の間、ケンブリッジ大学を中心に英、独に、彼としては2回目の留学をしていた。

の資本を有するとかをわざわざ言う必要は無い。また、重役制度を特色とすることについては、私の発明ではなく、アダム・スミスから考えついたものである<sup>22)</sup>。

②株式の自由売買のことについて　　自由売買を株式の法律上の要件とすると言っても、それは絶対的要件として言っているのではない（私的会社の株式は自由売買にならないからである）。しかし、株式から自由売買ということを取り去ったら他種の会社の持分と変わらなくなり、ことさらに株式という名称を付ける必要がなくなってしまう。だから、絶対必要時要件でないとしても、やはり特色の一つとしてあげることは不当ではない<sup>23)</sup>。

③株式が利潤証券だということについて　　先生は株式の特質が利子証券ではなく利潤証券だと言われるが、これは株式と債券を比較する場合の論である。私は持分と株式との比較をしているのであり、持分も株式も利潤証券である点において変わりなく、ただ自由に売買される所だけが株式の特色なのである。先生の見当違いであろう<sup>24)</sup>。

④株式会社の祖国および有限責任のことについて　　株式会社の嚆矢はオランダ東インド会社であること、歐州大陸諸国の株式会社法制の源はフランスのCodeであることは、ともに先生の言うとおりであるが、歴史上の單一事実や紙上の法律を離れて実際に盛んにこの法制が応用され始めたのは英國である（コンラードの辞書にもそう書いてあるし、私上田も『株式会社經濟論』で書いている）。英國は傍系だから論じるに足らないと言うが、これほど著しい事実を無視して株式会社法制史を論じるわけにはいかない。先生は1856年のイギリスに留まらず17世紀のオランダまで遡れというが、古く珍しいものを尊ぶ理由はない。先生の真意がわからない<sup>25)</sup>。

⑤重役制度について　　先生は重役がなければ株式会社は成立しないとい

22) 上田貞次郎「株式会社論に就て福田博士に答ふ」22-23頁。

23) 同上論文、23-24頁。

24) 同上論文、24頁。

25) 同上論文、24-26頁。

う私（上田）の見解を、歴史を無視していると評された。しかし、例示されたオランダ東インド会社は結局少数株主の手に落ちた。これは、逆に、重役制度の必要性を証明しているのではないか。株式会社の資本が当該事業家でない一般公衆から資本を吸収する為の制度である限り、重役を省くわけにはいかないのである。重役に事業を一任することで怠慢、浪費、遅鈍、不正を生じやすいし、定型的事業に向いているというのも目前の現実を見れば明白である。

⑥会社道徳について 私（上田）は漠然と企業道徳を持ち出したのではない。会社制度の普及に伴って重役の株主に対する責任が明らかになってくれば、そこに一種の新道徳が生じ、重役の廉潔勤勉を生むようになるということを言ったのである<sup>26)</sup>。

⑦企業者職分分割のことについて ドイツの学者間では株式会社の企業者は株主か重役かという論争があるが、両方とも旧来の個人企業に囚われた説である。私は企業者の職分が、株式会社では、株主と重役とに分割されていると言った。これに対して先生は上田もまだ囚われているとされ、企業者を自然人にのみ限定するのは時代遅れだと言われる。株式会社は完全自立の人格を持っているのである。この点、少なからず考えさせられ、大体において賛成との結論に至った。ただ、先生が批判対象とされた9月論文では拙速で意を尽くさなかつたが、すぐのちの11月に刊行された『株式会社経済論』では明白に書いておいたつもりである。ところで、株式会社を完全独立の企業組織として考えることになれば、会社を組織する個人が誰れ彼という事ではなく、（自然人）企業者はなくなったのだという方が適切である。（自然人）企業者がなくなつて、その職分が組織によって行われるようになり、そして組織には出資の負担をする株主と事業の経営に任じる重役とがつて、この職分を分担するすることになっている。従つて私の議論も先生の意見と同じ所に帰着することになる。ただ、先生の議論として問題ではない

---

26) 同上論文、26-27頁。

かと思うのは、法人を企業者と呼ぶことであるが、これは言い回しの問題だから後回しにしても差し支えないだろう<sup>27)</sup>。

⑧株式譲渡の自由について 私は株式制度と自由譲渡を不可分離とみているが、先生は自由譲渡が必ずしも必要でないと批判された。しかし、法律論ならまだしも、経済論としては到底承服しがたい。株式の市場における自由売買があればこそ公衆から大資本を集め、大事業を興せるのである。この点に株式会社の本領があるのであって、初期の冒険的な海外貿易、冒険事業にのみ適するとは言えない<sup>28)</sup>。

高等商業学校の出身で福田・上田の先輩かつ母校の教授であった関一も、この論争に加わることになった。関は二つの論文を上田の反論論文と同時期の大正3年4月と5月に発表している<sup>29)</sup>。

まず関は「株式会社に於ける有限責任主義の経済上の価値」（大正3（1914）年4月）という論文で、論争の一つの論点である有限責任について、次の諸点を述べている。

①現今株式会社の不可欠の原則は、a. 資本の株式分割、b. 自由譲渡、c. 有限責任の3つであることに疑念はないが、なぜこれらが経済上有意義なのか、一つを欠くときなぜ発達に障害が出るのか、有限責任主義は重要な要件なのか等について、従来説明が尽くされているとは言えない<sup>30)</sup>。

②最近福田・上田が同時に著書・論文を出し、多少の違いはあるが殆ど同一の結論に達し、経済学上の議論として有限責任主義は株式会社の最重要的要件ではないとしている<sup>31)</sup>（福田は株式会社の実質は有限責任にではなく、会社自身が企業者たること、株式危険の2者だとしているし、上田は有限責

27) 同上論文、28-31頁。

28) 同上論文、31-34頁。

29) 関一「株式会社に於ける有限責任主義の経済上の価値」『法学新報』24卷5号、大正3（1914）年4月。関一「企業者の本質—上田、福田両氏の論文を読んで」『經濟學商業學國民經濟雑誌』16卷5号、大正3（1914）年。関はこの論文を発表した大正3年に大阪市助役に招かれ、その後大阪市長になった。

30) 関一「株式会社に於ける有限責任主義の経済上の価値」、45頁。

31) 同上論文、45-48頁。

任を最重要と見るのは間違いだと明言している)。そして、二人ともその論拠を歴史的経過にのみ求めている。

③二人の議論が岐路に入ってしまったのは、歴史に囚われすぎたからである。初期株式会社が有限責任でなかったとか法律で始めて定まったとかいうようなことではなく、a. なぜ今日各国株式会社が有限責任制を共通に採用することに行き着いたのか、b. 有限責任が経済上どのような意義・価値を持っているのか、c. 有限責任制は経済上の生産分配に何らかの影響を持っているのか等々の問題こそ、経済学者が研究すべきことである（福田、上田がこのことを等閑視するのは不思議である）<sup>32)</sup>

④関は、従来の論者が三要素（株式分割、自由譲渡、有限責任）間を結びつけた説得的説明をしていない、と言う。例えば、上田は株券の売買自由と有限責任主義を引き離して説明しているという問題点があるとする。この点に関し関は、「株券の売買自由を言ふことは其代替性あることを要件とし此代替性の根本条件は有限責任主義にあり」<sup>33)</sup>と自説で関連づけをしている。

⑤関は、株式会社の最後に発生しつつも今日の株式会社全盛時代を喚起した最大理由が有限責任主義だという。関は福田の『株券は利潤券であって公社債のような利子券とは異なる』という主張に同意しつつ、さらに前へ進めて、この利潤券性と有限責任主義とを結びつけて考える必要を提起する。株式は利潤券であると同時に万一の場合にも株式金額以上の損失を被ることがないという保証が、株券購入者を誘って投資を促し、株式会社隆盛の最大要因になったのだ、と言う。

⑥関はさらに進めて、富の分配という面から有限責任主義の意義を論じる。株式会社の有限責任制は、将来利潤の資本化（資本還元）ということを通じて、株式売買、企業発起、企業売買、営業譲渡などによる莫大な利益を与える手段となり、「富の分配の不平均を生ぜしめたる罪過」<sup>34)</sup>もあり、有限

32) 同上論文、50-51頁。

33) 同上論文、53頁。

34) 同上論文、66頁。

責任制は企業発展への功績と考え合わせ、功罪相半ばだというのである。

関はもう一つの論文「企業者の本質—上田、福田両氏の論文を読んで」(大正3(1914)年5月)を引き続いて発表し、福田—上田論争の中で出てきた「企業者」の概念について発言をしている。関は自らの解答(結論)を最終的に持っているわけではないがと断っているが<sup>35)</sup>、論争で出てきた幾つかの点に疑問を提出する形で論争に参加している。

①上田は当初分割していた言葉を分担と呼び換え、企業者職分分担論としては福田と大体一致したとしているが、関によれば、これはいい表し方の問題として済む話ではない。また、分配論上での確固たる根拠(企業利潤、資本利子、出資危険負担報酬、経営賃金など一片岡)を明確に示していないので、関としては福田の株式会社即企業者説を安易に良しとする出来ないという<sup>36)</sup>。

②福田は、上田がリーフマンによった新説をたてたとしているが、リーフマンと上田の説は根本的に異なるし、リーフマン以前に上田は自説を出しているし、さらにレキシスが株式会社に於ける職務分割論を1910年の著書で述べている。また、上田の活動企業家・不活動企業家の区分は、シュモラーの書を見れば、当時の他の論者にもこの立場の者がいてシュモラーもこれに賛成したということに過ぎない。福田の言とは異なって、上田の新説とは言えないであろう。なぜ福田が上田とリーフマンだけを攻撃して、他の論者を取り上げて批判しないで済ませているのか、真意を測りがたい<sup>37)</sup>。

③福田の『会社自らが企業者だとする説』は、企業利潤は企業者たる会社が取得するという自明の理をただ反復しているだけのことである。企業利潤は(最終的に)誰に帰するかの問題を説明することが必要である。配当、重役報酬はいかなる種類の所得なのかの問題(企業者所得論)こそ理論経済学

---

35) 関一「企業者の本質—上田、福田両氏の論文を読んで」『經濟學商業學國民經濟雜誌』16卷5号、大正3(1914)年、77頁。

36) 同上論文、60-62頁。

37) 同上論文、62-64頁。

の骨子をなす重要な問題である。福田も上田も分配論を無視しているのは不妥当である<sup>38)</sup>。

④上田は株式会社の発生とともに従来の意味での企業者がなくなったというが、他方で上田は企業職分を出資と経営の2者だと認めているのであるから、株式会社発生後も企業者がこの両者である事は論理的には変わらないはずである<sup>39)</sup>。企業者はなくなったのではなく、一人ではなくたったというだけのことではないのか。

⑤福田は企業者の概念について上田のように明確に述べていない。ただ、福田は危険負担面を企業者に結びつけて理解しようとしているようであるが、a. 経営指揮者は企業者でないと何故言えるのか、b. 株式危険を負担するのは会社ではなく株主であるから企業が企業者だとは言えないであろう、c. 福田は株式会社は資本本位でも労働本位でもなく企業本位・会社本位だと言う。では企業とは何かと問えば企業者の活動だという。企業者とは何かと問えば企業だという。循環論法ではないか<sup>40)</sup>。

⑥関自身の見解は、十分ではないと断りつつ、次のように述べる。a. 真正の企業者は経営を指導する少数者であって株主の大多数は企業者ではない。多数株主は企業利潤の拾得者ではなく、資本利子の収得者である。b. 企業（一つの組織）と企業者（組織を指導する人）は区別すべきである。この点からすれば福田説には賛成できない。c. 上田の企業者職分分割論は法律に囚われた説であって賛成できない。経済論として真相を洞察するのが大切である。

なお、この論争の過程で法学者の花岡敏夫<sup>41)</sup>と経済学者松崎壽<sup>42)</sup>がそれぞれ短い論文で、福田の叙述中にある史実についての誤認可能性（イギリス東

38) 同上論文、64-66頁。

39) 同上論文、69-61頁。

40) 同上論文、71-77頁。

41) 京都・東京両帝国大学教授を務めた会社法学者。

42) 東京高等商業学校出身で大阪高等商業学校教授の職にあり、金融・銀行論についての専攻者であった。

インド会社の設立年を福田は誤認しているのではないか、株式会社の嚆矢をオランダ東インド会社と見るかイギリス東インド会社と見るか、等)を聞き質すという一幕もあった<sup>43)</sup>。

福田はこれらに対して1頁半程度のごく短い通告文を出し<sup>44)</sup>、①花岡・松崎の誤読であることを指摘した福田論文を参照してほしいこと、②上田の反論には良く熟考のうえ稿を起こす予定であること、③自分(福田)の株式会社本質論は株式会社起源論から出たものであるから、それについての稿を起こしつつある、等と述べている。

大正2-3年(1913-14年)頃という早い時期に、このような議論が出てきたことは刮目する。のちにアメリカのバーリとミーンズ(Adolf A. Berle and Gardiner C. Means)の*Modern Corporation and Private Property*(1932)以来ずっと今日まで議論対象になってきている出資(所有)と経営の分離、さらには経営者支配の議論に繋がる問題の端緒が、バーリとミーンズよりも17-8年も前に上田によって理論的に提出されていたのである。もちろん経営者支配の議論にまでは届いていないが、これは当時の日本や世界の企業発展段階の現実からすれば至極当然のことであって、当時としては出資(所有)と経営の分離まで認識が及ぼうはずはなかったであろう。また、やはり30年代にドイツで議論された「会社自体」論にも先行している。

さらにまた、上田も福田も、株式会社が脱自然人化した一個の経済主体として人格化(法人化)するという認識にまで至っている。彼らよりも多くの株式会社論が方法論的個人主義の思考に陥って企業論を却って十全に展開できていないことを見るとき、彼らの議論は注目される視点を提起しており、今日の株式会社企業論としても十分参考にすべき側面を備えているの

43) 花岡敏夫「株式会社の起源に関する福田博士の教を乞ふ」『国家学会雑誌』28卷2号、大正3(1914)年、および『法学新報』24卷2号、大正3(1914)年。松崎壽「株式会社の起源に関する花岡学士の諸説を読む」『国家学会雑誌』28卷4号、大正3(1914)年。松崎は、福田の誤認について花岡に一部賛成しつつも、花岡の主張に対しても疑問を呈する議論を展開している。

44) 福田徳三「花岡、松崎両氏ノ論文ニ就テ」『經濟學商業學國民經濟雑誌』16卷5号、大正3(1914)年。

である。しかも今日ほど近代的大企業が発展していなかった段階で提起されたという先見性は、賞賛に値するものであった。今日の会社自体論的企業論の端緒として位置付ける事も出来るであろう<sup>45)</sup>。また、民間実業界で科学的管理法をはじめとするアメリカ流の管理が盛んになっていたときに、他方で高等商業学校系の研究者達はヨーロッパ系（特にドイツ、イギリス）の企業論・株式会社論に関心を持って研究していたとう事実も、のちの経営学成立との関連において、看過し得ないことであった。

（未完）

（かたおか・しんし／経営学部特任教授／2012年5月7日受理）

---

45) この論争については、故古川栄一一橋大学教授が「株式会社企業者論争」というタイトルで事典に項目として執筆している。平井泰太郎編『経営学辞典』ダイヤモンド社、昭和27年、219-221頁。

## Upsurge of the Researches on Firms and Companies in the First Half of the Taisho Period(2)

KATAOKA Shinshi

In the former paper, I described sudden increase of the research on firm and company in the first half of the Taisho Period. It was the study on business firm and company.

Together with the progress of the study, some scholars wrote books and papers on business firm and company such as *On business firm*(1912) by Yurimatsu Kodama, *Economics on joint-stock company*(1913) by Teijirou Ueda, and *The forms and substance of joint-stock company*(1913) by Youjirou Masuchi, and others (Tokuzou Fukuda, Hajime Seki). They were all alumni of Tokyo commercial college (=current Hitotsubashi University) because it was substantially the only one school of the latest and the highest study of commerce and management.

Among them, controversy happened over the substance of joint-stock company. Main issues were the following points. ①Joint-stock company system itself—How do we estimate it, how is the difference between it and private enterprise,etc. ②Board of directors system—How do we estimate it, what is the essence of it, ③ Limited liability system—What is the essence of it.  
(To be continued)